

経営会議の内容

件 名	(仮称) 大和市屋内こども広場条例の制定について
所 管 部	こども部
日時・場所	平成26年 2月17日(月) 13:20～13:40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、こども総務課長、文化振興課長、生涯学習センター館長、図書館長、文化創造拠点開設準備室長、
提 出 理 由	大和駅東側第4地区公益施設に屋内こども広場を整備することに伴い、大和市屋内こども広場条例を制定する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・開館時間について、他の公益施設は午後9時30分などとしているのに対し、屋内こども広場がそれより早い午後7時までとなっているのはなぜか。 (所管部) 遅い時間までこどもを連れて外出するのは望ましくないとの判断から、こどもの関連施設は、他の公益施設に比べ閉館時間を早くしている。 ・生涯学習センターや芸術文化ホールなどで催される事業の中には夜7時以降にもこども連れの演目があり得ると思う。そうした事業のための保育についてはどのように対応するのか。 (所管部) 市内の公共施設における現在の利用状況を見ると、こども連れの団体による夜間の利用は年1回程度である。興業としても多くが昼間に催されているので、新たな施設においても、夜7時以降の利用はほとんどないものと想定している。 ・げんきっこ広場だけ、市内と市外の利用者に料金の差を設けているのはなぜか。 (所管部) 自治体が運営する同種の施設が県内には無いことから、市外から多くの利用者が訪れると見込んでいる。市外利用者が多くなりすぎて市民が利用できないという事態は、市の施設としての趣旨を果たせなくなることから、市民を優先するために料金設定を区別した。
会議結果	案のとおり、進めていく。